

山口県報

令和7年
12月23日
(火曜日)

この規則は、令和七年十二月二十五日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

- | | |
|----------------------------|---|
| ○人委規則 | |
| 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 | |
| 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 | 一 |
| 地域手当に関する規則の一部を改正する規則 | 一 |
| 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 | 二 |
| 特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則 | 三 |
| 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則 | 四 |
| 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 五 |
| 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則 | 六 |



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

山口県人事委員会規則第三十号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一精神保健福祉センターの項中「三五七、〇〇〇円」を「三七一、六〇〇円」に改める。

附 則

山口県人事委員会

職員の区分 期間の区分	職 員					2項職員
	/種	2種	3種	4種	5種	
/年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	30,000
/年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	27,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	24,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	21,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	18,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	15,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	12,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	9,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	6,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	3,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	184,400	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	45,200	

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

号) の一部を次のように改正する。

附則第三項第三号から第六号までを次のように改める。

三 十四パーセント級地 百分の十四

四 十三パーセント級地 百分の十三

五 八パーセント級地 百分の八

六 四パーセント級地 百分の四

附則第五項中「百分の〇・一〇」を「百分の〇・〇五」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

支給地域	級地
東京都特別区	二十パーセント級地
立川市	二十六パーセント級地
東京都府中市	二十二パーセント級地
豊田市	二十二パーセント級地
さいたま市	二十二パーセント級地
千葉市	二十二パーセント級地
千葉市	二十二パーセント級地
福岡市	二十二パーセント級地
福津市	二十二パーセント級地
金沢市	二十二パーセント級地
岡山市	二十二パーセント級地

令和七年十一月二十三日

山 口 県 人 事 委 員 会

四

山口県人事委員会規則第三十一条

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和三十三年山口県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表中	1,800	2,200
27,300	34,400	44,400
25,200	32,600	42,600
23,100	30,800	40,800
21,000	28,200	38,200
18,800	25,800	35,800
16,600	23,400	33,400
14,400	21,200	31,200
12,200	19,000	29,000
10,000	16,800	26,800
7,800	11,200	17,200
5,600	8,000	12,000
3,400	5,600	8,000
1,800	3,400	5,600

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を(い)に公布する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

33,600	35,200
35,700	37,400
37,800	39,600
39,900	41,800
42,000	44,000
44,100	46,200
46,200	48,400
48,300	50,600
50,400	52,800
52,500	55,000

33,600	35,200
35,700	37,400
37,800	39,600
39,900	41,800
42,000	44,000
44,100	46,200
46,200	48,400
48,300	50,600
50,400	52,800
52,500	55,000

第六条第二項中「同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び次条において同じ。）に受けていた」を「現に受ける」に改め、「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第三項を削り、同条第五項を削る。

第八条第一項を削り、同条第二項第一号中「若しくは同法第十条第一項の規定による採用」を削り、「復帰等」を「復帰」に改め、「又は定年等条例第十二条の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。）」を削り、同項第二号中「国家公務員、一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の適用を受ける学校職員、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の適用を受ける企業職員、単純な労務に雇用される者、他の地方公共団体の公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他これに準ずる法人で国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二各号に掲げる法人その他の法人で人事委員会が認めるものに使用される者（以下「國家公務員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「復帰等若しくは定年等条例第十二条の規定による採用」を「復帰」に改め、同項第三号中「採用を」を「採用（退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。）」を「」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「復帰等の日又は定年等条例第十二条の規定による採用」を「又は復帰」に、「第六条第一項」に改め、「（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第五号までにおいて同じ。）並びに前条第二項」を削り、同項第二号中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、「並びに前条第二項」を削り、同項第三号中「復帰等の日又は定年等条例第十二条の規定による採用」を「又は復帰」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、「並びに前条第二項」を削り、同項第四号中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第五号中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第六条とする。

附 則

この規則は、令和七年十一月二十五日から施行し、改正後の通勤手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則をこのに公布する。

令和七年十二月二十三日

山 口 県 人 事 委 員 会

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第一条 特地勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しつして「（特地勤務手当の月額）」を付し、同条第一項中「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の

二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」及び「の二分の一に相当する額を合算した額」を削り、同項各号を削り、同条第三項を削る。

第五条を削る。

第六条第二項中「同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動により

その日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び次条に

おいて同じ。）に受けていた」を「現に受ける」に改め、「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第三項を削り、同条第五項とする。

第七条を削る。

第八条第一項を削り、同条第二項第一号中「若しくは同法第十条第一項の規定によ

る採用」を削り、「復帰等」を「復帰」に改め、「又は定年等条例第十二条の規定によ

る採用（退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。）」を削り、同項第二

号中「国家公務員、一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口

県条例第六号）の適用を受ける学校職員、企業職員の給与の種類及び基準に関する条

例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の適用を受ける企業職員、単純な労務に雇

用される者、他の地方公共団体の公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他これに準ず

る法人で国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二

各号に掲げる法人その他の法人で人事委員会が認めるものに使用される者（以下「国

家公務員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」

に、「復帰等若しくは定年等条例第十二条の規定による採用」を「復帰」に改め、同

項第三号中「採用を」を「採用（退職した日の翌日におけるものに限る。以下同

じ。）」を「」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「国家公務員等であ

つた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「復帰等の日又は定年等

条例第十二条の規定による採用」を「又は復帰」に、「第六条第一項」を「第五条第

一項」に改め、「（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号か

ら第五号までにおいて同じ。）並びに前条第二項」を削り、同項第二号中「第六条第

一項」を「第五条第一項」に改め、「並びに前条第二項」を削り、同項第三号中「、

復帰等の日又は定年等条例第十二条の規定による採用」を「又は復帰」に、「第六条

第一項」を「第五条第一項」に改め、「並びに前条第二項」を削り、同項第四号中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第五号中「第六条第一項」を「第五

第九条中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第七条とし、第十条を第八条とする。

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年山口県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同条第三項並びに第六条第二項及び第三項」を「第五条第二項」に改める。

附則第三項中「第八条第二項及び第三項」を「第六条第一項及び第二項」に、「同条第二項第一号」を「同条第一項第三号」に、「同項第二号から第四号まで並びに同条第三項第一号及び第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同条第二項第四号」に改める。

附則第四項を削る。

附則第五項中「第八条第二項第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、「以後に」の下に「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条又は整備等条例附則第六項、第七項、第十一項若しくは第十二項の規定（以下「」を加え、「規定に」を「規定」という。）に、「定年前再任用短時間勤務職員等」を「改正後の規則第四条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項中「第八条第二項第四号」を「第六条第一項第四号」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第七項を削る。

（施行期日等）

附 則

1 この規則は、令和七年十二月二十五日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定及び第二条の規定による改正後の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

山口県人事委員会規則第三十五号

令和七年十二月二十三日印刷
令和七年十二月二十三日発行

発行所

山口県人事委員会

山口県人事委員会

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「四千四百円」を「四千七百円」に改め、同条第二号中「七千四百円」を「七千七百円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十二月二十五日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の三百十五」を「一万分の三万八百七十五」に、「百分の三百七十五」を「一万分の三万七千八百七十五」に改め、同条第二号中「千分の二千六百二十五」を「一万分の二万六千六百二十五」に改め、同条第三号中「百分の百五十」を「一万分の一万五千三百七十五」に、「百分の百八十」を「一万分の一万八千三百七十五」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十二月二十五日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。